

○厚木愛甲環境施設組合入札者指名選考委

員会規程

(平成16年6月1日)
訓令第7号

改正 平成19年4月1日 訓令第4号
平成25年2月28日 訓令第3号

(設置)

第1条 組合における工事の請負契約等に係る指名競争入札の参加者の指名に関する事務を処理するため、厚木愛甲環境施設組合入札者指名選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、設計金額3,000,000円以上の工事請負及び委託の入札者指名選考に関する事項を所掌する。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副管理者のうち、厚木市の副市長を、副委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員は、愛川町の副町長、清川村の副村長、厚木市及び愛川町の環境担当の部長並びに清川村の環境担当の課長をもって充てる。

4 前項の委員のほか、必要があるときは、関係職員等を臨時に委員として委員会に出席させることができる。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、入札者の指名選考に当たって、関係職員の意見を聴取することができる。

(会議)

第6条 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、緊急を要すると認められるときは、回議による審査を行うことができる。

(審査の処理)

第7条 審査が終了したときは、委員長は入札指名者審査結果書を作成し、管理者に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、組合事務局が担当する。

附 則

この訓令は、平成16年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日訓令第4号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月28日訓令第3号)

この規程は、公表の日から施行する。